第12回司法書士によるセミナー

家族信託での



財產管理

~遺言・成年後見との違いとは?~

信頼できる「家族」に資産を「託す」

以下のような方におすすめのセミナーです!!

- 今は元気だけど老後の資産管理が不安
- 子さらには孫への相続のことも心配・・・
- 近い将来親名義の実家を売却したいが・・・
- 将来は子どもにマンション・アパートを引き継ぎたい

日程

6月20日(水)

14:00~16:30(受付13:30)

第1部 14:00~15:30

家族信託での財産管理

講師: 桶口 聡(司法書士)

第2部 15:40~16:10

生命保険信託の活用事例

講師:藤原悠貴

(プルデンシャル生命保険(株)神戸支社)

場所

ビッグ・アイ小研修室5



泉北高速鉄道泉ヶ丘駅より 徒歩5分

6月27日(水)

個別相談会開催

①10時~ ②11時~ ③13時~ ④14時~ ⑤15時~

🌉 司法書士法人大阪泉北合同事務所

大阪府和泉市伏屋町3丁目7番34号泉北第2ビル5階 http://www.osakasenboku-shihou.jp

EL0725-57-6025 大阪泉北合同事務所

問合せ先

当日のセミナーの予定

	3100 CC/ 00 F.C.				
13時30分	受付開始				
14時00分 \$ 15時30分	第1部 「家族信託での財産管理」 今注目の家族信託!! 遺言・成年後見との違いや利用の仕方を事例 を使って分かりやすく説明します	講師 司法書士法人 大阪泉北合同事務所 代表社員 樋口 聡			
15時40分 \$ 16時10分	第2部 「生命保険信託の活用事例」 生命保険と信託による遺留分対策を事例を 使って分かりやすく説明します	講師 プルデンシャル生命保険(株) 神戸支社 藤原 悠貴			

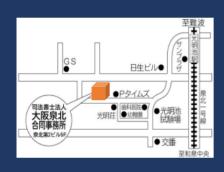




事務所案内図

16時30分

まで





6/27【水】 無料個別相談会

<u>当事務所にて開催</u> お気軽に お申し付け下さい!!

~家族信託とは?~



- ①自身(=委託者)の財産を
- ②信頼できる人に(=受託者)に託し
- ③家賃等の利益を得る人(=受益者)のために
- ④特定の目的に従って、管理・処分してもらう 財産管理の手法です。

家賃や売買代金 は私がもらいます

父(委託者=受益者)

3



運用•管理

利益



財産の管理や運用を代わりに行います

長男(受託者)

2



参加申込書(下記記載のうえ、FAXにてお申込み下さい)予約優先

グルーと自(「品品数のグに、「八八つでの中心が「この)」かり及り				
ふりがな	電話番号	参加人数		
氏名		名		

司法書士法人大阪泉北合同事務所 FAX: 0725-57-6026